

沖縄県立宮古高等学校  
生徒支援細則



沖縄県立宮古高等学校 生徒支援部

# 令和5年度 生徒支援細則

## 1. 遅刻指導について

遅刻	定義	朝のSHRの始業ベルが鳴り終わるまでに入室しなかった生徒は、遅刻とする。 (クラス間で誤差がないようにする)	
	対応	・遅刻した生徒は、教室にある遅刻申告書を書いて担任に提出する	
	指導	累積の遅刻に対する指導は以下のように行う。 (各学期毎の累計とし、新学期は新たにカウントを始める。)	
		毎回	担任指導。
		3回	担任が指導した上で保護者等に電話連絡する。
5回		学年主任が指導した上で担任より保護者等に電話連絡する。	
10回	管理者が指導した上で担任が保護者等に電話連絡する。		

※ 毎朝、各クラス担任は廊下に立ち、朝のSHRの始業ベルが鳴り終わるのを近隣の担任と共通確認した上で教室に入るようにする。

※遅刻申告書を提出していない生徒は、担任はその日の内に書いて提出するように指導する。

## 2. (1) 無届け欠席指導について

無届け欠席	定義	保護者等からの届け出がなく欠席した場合を、無届け欠席とする。	
	指導	累積の無届け欠席に対する指導は以下のように行う。 (ただし、遅刻指導とは異なり、年間を通しての累積回数とする。)	
		毎回	担任指導。
		3回	担任が指導した上で保護者等に電話連絡する。
		5回	学年主任が指導した上で担任より保護者等に電話連絡する。
10回	管理者が指導した上で担任が保護者等に電話連絡する。		

## (2) 無届け欠課指導について

無届け欠課	定義	保護者等から届け出がなく欠課した場合を、無届け欠課とする。	
	指導	初回から指導の対象とし、指導は以下のように行う。 (ただし、遅刻指導とは異なり、年間を通しての累積回数とする。)	
		毎回	担任指導。
		3回	担任が指導した上で保護者等に電話連絡する。
		5回	学年主任が指導した上で担任より保護者等に電話連絡する。
10回	管理者が指導した上で担任が保護者等に電話連絡する。		

## 3. 服装容儀指導について

### (1) 制服指導について

- ① 服装容儀の規定について、担任が各クラスで説明し、指導の徹底を図る。
- ② 学年会との連携を密にし、規定・指導方法の周知徹底を図る。
- ③ スカートのスタイルはボタン・ネクタイ・スカーフをしめる。ズボンスタイルは学生服の第1ボタンまでしめる。
- ④ 華やかな化粧、華やかな装飾品等は禁止する。(※1, ※2)
- ⑤ スカートの丈の指導は以下のように行う。
  - ・丈が膝皿中心の長さでないスカートを着用している生徒は、その場で規定の長さでないことを確認し改善させる。
- ⑥ 防寒対策は以下のものを認める(※4)
  - 1) ジャージの着用について
    - ・防寒用として、制服の上からであれば、黒・紺系統のジャージのみ着用を認める。
    - ・ズボンスタイルは冬服期間中は、必ず学生服を着用する(中はワイシャツ)。
  - 2) マフラー・ネックウォーマーの着用は登下校時のみ認めるが、校内では認めない。またスカートのスタイルのタイツについては、黒・紺色の無地・無柄で素足が透けないものであれば認める。
- ⑦ 校外でも正しく制服を着用する。
- ⑧ 全職員での声かけ指導を行う。(※3)
  - (※1) ガムを噛んでいる生徒は捨てさせ、明らかに華やかな化粧をしている場合(カラーリップ・トップコート含む)は、その場でおとすように指導する。
  - (※2) 華やかな装飾品は、その場で外すように指導する。
  - (※3) 全職員での声かけ指導を徹底して行う。特に、「シャツをズボンに入れる」「スカートのスタイルのネクタイ着用」「ズボンスタイルの学生服、スカートのスタイルのセーラー服のボタンをしっかきしめる」等についてはしっかりと声かけ指導を行っていく。

(2) 頭髪指導について

- ① 染髪・エクステンションメッシュ・パーマ、奇髪(モヒカン、ライン、華美なツブロックなど)等は、指導の対象とし、担任が保護者等・生徒支援部と連携して改善指導を行う。  
※奇髪の基準は、奇髪指導基準に沿って判断する。

※ タトゥー(入れ墨)に関する指導方法

- ① タトゥー(入れ墨)は、認めない。
- ② 基本的には、消すことを条件とする。
- ③ 場合によっては、出校停止もあり得る。
- ④ 指導改善方法は、学校と保護者等で話し合い決定する。
- ⑤ 改善できない場合は退学もあり得る。

※ 服装容儀に関する指導については、段階的に担任、学年主任、生徒支援と指導していく。

4. 交通安全指導について

(1) 自転車通学について

- ・自転車通学する者は、必ず生徒支援部に登録するようにする。
- ・登録は、生徒支援部が自転車通学者を集めて一斉に行う。
- ・任意保険の加入を推奨する。

(2) 車両運転に関する禁止事項

① 車両通学

車 両 通 学	定義	車両通学に関して、以下の事項を禁止する。 「登下校時及び校時中の車両(オートバイ・乗用車)の使用」。 ※登下校とは家から学校、学校から家の全ての経路である。 ※休日、祝祭日、長期休業中(春・夏・冬)であっても、登下校や部活動(大会・練習試合等も含む)に関する利用であれば、一切の利用を禁止する。 車両通学幫助も同等とする。 ※欠席・欠課・早退の生徒についても、校時中の車輛運転を禁止する。
	指導	上記の定義について違反した場合は懲戒指導とする。 (備考) 懲戒指導については段階的指導を行う(「16.(2)」参照)。

- ② 車両運転に関わる反社会的行為(犯罪行為)  
飲酒運転・暴走行為・無免許運転・バイク免許取得一年未満二人乗り(同乗者も含む)・自転車2人乗りについても懲戒指導とし、より厳重な指導を行う。
- ③ その他の道路交通法違反  
その他の道路交通法違反等については、生徒支援委員会にて指導内容を検討する。
- ④ ヘッドホン、イヤホン等を使用するの自転車の運転については、特別指導とする。  
※使用とは、耳にかけていることをいう。片耳でもダメです。

5. 喫煙及び電子タバコに関する指導について

喫 煙	定義	喫煙に関して、以下の行為を禁止する。 ・喫煙する ・タバコを所持する 電子タバコを禁止し指導する根拠 ①「電子タバコ」は「従来のタバコの代替品として開発されたもの」であり、未成年者の使用は想定されていない。 ②「電子タバコ」は中身の液体を自分で入れ替えることができるなど内容成分等の安全性の確認が困難である。 ③その行為が傍目には喫煙との区別がつかないことなど、社会的に不良な印象を与えかねない。 上記①②③のことから、本校においては喫煙等の指導と同じ、以下の行為を禁止する。 ・電子タバコを使用する ・電子タバコを所持する
	指導	上記の定義について違反した場合は懲戒指導とする。 (備考1) 懲戒指導については段階的指導を行う(「16.(2)」参照)。
		(備考2) 同席以外の指導が2回以上になった場合は、病院で行っている「禁煙セミナー」等の受講を推奨する。

## 6. 飲酒に関する指導について

飲酒	定義	飲酒に関して、以下の行為を禁止する。 ・飲酒する ・飲酒している場に同席する ・酒類を所持する ※ノンアルコール飲料についても以下の理由で、上記と同様に禁止する。 ①20歳以上が飲用することを念頭に開発されている。 ②未成年者の飲酒を助長させる恐れがある。 ③混乱やトラブルを招きかねない為未成年者への販売は推奨されていない。
	指導	上記の定義について違反した場合は懲戒指導とする。 (備考) 懲戒指導については段階的指導を行う(「16.(2)」参照)。

## 7. 不正行為に関する指導について

不正行為	定義	・カンニング等の不正行為を禁止する。 ※考査中に携帯電話等を使用・操作・閲覧した場合は不正行為とみなす。 ※共同行為、幫助も同様とする。 ・文書偽造等の不正行為を禁止する。
	指導	上記の定義について違反した場合は懲戒指導とする。 (備考1) 懲戒指導については段階的指導を行う(「16.(2)」参照)。 (備考2) ・考査中に不正行為を見つけた場合は、証拠品を取り上げて受験を停止させ、生徒支援部に連絡する。 ・当該科目は0点となり、以後のテストは別室で受験させる。

## 8. 深夜徘徊に関する指導について

深夜徘徊	定義	22:00~4:00に保護者等同伴ではなく外出することを禁止する。	
	指導	上記の定義について違反した場合は、累積回数に応じて以下のように特別指導を行う。(一年間を通しての累積回数とする。)(18歳以上を除く)	
		初回	保護者等を召喚し生徒支援部より嚴重注意。
		2回	保護者等を召喚し生徒支援部より嚴重注意。特別指導7日
		3回	保護者等を召喚して教頭指導(教頭・担任・支援部・保護者等・本人)するとともに、特別指導7日。
		4回以上	毎回、保護者等を召喚して管理者指導(管理者・担任・支援部・保護者等・本人)するとともに、特別指導。指導日数等は生徒支援委員会で検討して決定する。
(備考)	特別指導は、日誌指導・課題指導・奉仕活動を伴う。		

## 9. スマートフォン等に関する指導について

携帯電話の校内への持ち込み	定義	スマートフォン等を日課中に使用することを禁止する。(終日電源オフ) ※日課中とは、朝のSHR開始から清掃・レジャータイム・帰りのSHR終了までである。 ※昼食時間の使用(保護者等との連絡のみ)は、事務室前ピロティエーでのみ使用を許可する。(鞆の奥にしまっておく。鞆から出さない) ※日課中は、校外でも使用不可(校外外出禁止のため)。 ※授業内での使用は、教科担任の指導の下、使用すること。 ※緊急な連絡の必要が生じた場合は、職員の許可を得て使用すること。	
	指導	累積回数によって以下の通り指導していく。(一年間を通じた累積回数とする。)(18歳以上の保護者等召喚は除く。ただし声掛けは行う。)	
		初回	担任による保護者等への電話連絡。
		2回	保護者等を召喚し指導(担任・保護者等・本人同席)
		3回	保護者等を召喚し指導(学年主任・担任・保護者等・本人同席)
		4回	保護者等を召喚し指導(生徒支援部・学年主任・担任・保護者等・本人同席)
		5回目以降	毎回、保護者等を召喚し管理者指導(管理者・担任・支援部・保護者等・本人)を行うとともに、特別指導(休日は除く)指導日数等は生徒支援委員会で検討して決定する。
		(備考1)	特別指導は、日誌指導・課題指導・奉仕活動を伴う。
(備考2)	・放課後、土日、祝日にも校内でのゲームとしての使用は禁止する。		

※ipod等、音楽メディアプレーヤー、充電器についても、スマートフォン等と同様の指導を行う。

## 10. 校内への持ち込み禁止に関する指導について

学習活動に必要なもの以外を校内へ持ち込むことは原則禁止とする。持ち込んだ場合、持ち込んだものによっては、預かり指導を行う。預かったものは生徒支援部に渡す。ただし、生徒のクラス・氏名等は確実に把握し、管理には十分注意を払う。

※持ち込んだ物によっては、特別指導及び懲戒指導を行うこともある。

## 1 1. 盗難防止指導について

校内での盗難行為が発覚した場合、生徒支援委員会にて指導内容を検討し職員会議に諮る。  
また、生徒に対して全職員は普段から以下のような指導を行う。

- ① 移動授業中の空き教室には、他のクラスの生徒は無断で出入りしない。
- ② 貴重品（サイフなど）は、教室や更衣室に置かない（大金を学校に持ってこない）。
- ③ 授業中は校内を自由に歩いたり、更衣室や部室に出入りしない。  
(持ち物検査を行う場合有り。)
- ④ 教室を移動する場合は、必ず鍵を掛ける。
- ⑤ 更衣室や部室および教室に、制服(衣類等)を翌日まで置いたままにしない。
- ⑥ 不審な人を見つけたら、職員に連絡する（生徒支援部への情報提供など）。
- ⑦ 持ち物及び教科書類には全て、氏名を確実に記入する。

## 1 2. 金銭の取り扱いについて

- ① 校内における金銭の貸し借りは原則禁止し、特別指導とする。
- ② 職員を介さず、生徒間の金銭の受け渡しは原則禁止し、特別指導とする。
- ③ 賭博行為に関しては懲戒指導とし、厳重な指導を行う。

## 1 3. 校外外出禁止指導について

- ① 校時中の校外外出は、昼休み以外一切禁止とする。
  - ② 昼休み以外の自動販売機(体育館横)使用は一切禁止とする。
- ※ 早退や、正当な理由で一時的に外出する場合は、原則として担任が外出許可証(別紙8)を発行して外出させる。
- ※ 授業の無届欠課は初回から指導対象とする。

## 1 4. アルバイトに関する指導について

- (1) アルバイトは原則として禁止する。
- (2) やむを得ずアルバイトを行う場合は、保護者の責任の下、行うこと。

## 1 5. 選挙運動に関する指導について

原則、校内における選挙運動に関しては禁止。

- (1) 選挙運動としてできること
  - ① 有権者(18歳以上)は、選挙運動期間内に選挙運動ができる。
  - ② 友人や知人に投票や応援を頼む。
  - ③ 電話を使って投票や応援を頼む。
  - ④ 選挙運動メッセージを、ネット上の掲示板やブログなどに書き込む。
  - ⑤ 選挙運動メッセージを、SNSなどで広める。(リツイート、シェアなど)
- (2) 選挙運動としてやってはいけないこと
  - ① 18歳未満の者は、選挙運動をすることはできない。
  - ② 戸別訪問(家に行き、応援する候補者への投票を依頼する)
  - ③ 飲食物の提供。
  - ④ 署名運動。
  - ⑤ 買収(有権者にお金を送ったり飲食等でもてなすこと。)
  - ⑥ 電子メールを使った選挙運動

※基本的には、平成27年10月29日発27文科初第933号高等学校における政治的教養の教育と高等学校等の生徒による政治的活動等について(通知)に準じて指導を行う。

## 1 6. 懲戒指導について

(1) 懲戒指導の対象となる行為

- ① 以下の行為
  - ・ 車両通学(「4.」参照)・自転車2人乗り(1回目訓告及び特別指導、2回目以降停学)
  - ・ 喫煙(「5.」参照)
  - ・ 飲酒(「6.」参照)
  - ・ 不正行為(「7.」参照)
  - ・ 特別指導指導拒否  
特別指導拒否の目安  
特別指導3日間を5日以内に終了しない場合。  
特別指導5日間を7日以内に終了しない場合。  
特別指導7日間を10日以内に終了しない場合。
  - ・ 賭博行為

※特別指導の期間に土日祝祭日は含まない

- ② 反社会的行為
  - ・無免許運転
  - ・暴走行為
  - ・暴力行為（対物・対人・対教師）
  - ・窃盗
- ③ 犯罪行為
  - ・飲酒運転（飲酒し運転するまたは同乗する）
  - ・薬物関係（所持する、使用する、他の人へ渡す、薬事法違反等を含む）
- ④ ・その他、校内の風紀を乱したり、安全を脅かす行為、高校生として相応しくない行為等は生徒支援委員会で指導内容を検討して校長が決定する。

## （2）段階的指導

懲戒指導は、それまでの懲戒指導歴により、原則として次の通り行う。  
 （懲戒指導歴は、入学から卒業までの累積回数とする。）

初回	2回目	3回目	4回目	5回目以降
停学 7日	停学 10日	停学 14日	無期停学	生徒支援委員会で検討し、 職員会議に諮ったうえで、 校長が指導内容を決定する （退学勧告もあり得る）

- ※ ただし反社会的行為においては、1段階を超えて2回のカウントとして段階的指導を行う。
- ※ 反社会的行為のうち、暴力行為（対物）・窃盗に関する指導については、生徒支援委員会で検討し、状況によっては1回のカウントとして、校長が決定する場合もあり得る。
- ※ 複数の問題行動が重なる場合の指導については、生徒支援委員会で検討して校長が決定する。
- ※ 重大な事案については生徒支援委員会で検討して、さらに厳しい指導を校長が決定する場合もあり得る。
- ※ 「退学勧告」など、生徒の進退に関わる場合は、生徒支援委員会で検討して職員会議に諮り、校長が決定する。

## （3）指導方法

- ① 停学指導期間中の別室指導は、午前8時45分～50分の間に登校して課題学習や奉仕活動を行わせる。
- ② 日誌指導を受け、指導職員の指示を確認して下校（午後3時目安）させる。
- ③ 停学による指導期間中は日誌指導を行う。
- ④ 停学指導を受けるものは、自宅謹慎とする。ただし、事情により出来ない場合は、指導期間中別室指導を行う。なお反社会行為や無期停学については原則として保護者等預かり（自宅謹慎）とし、日誌指導と課題および出校日をもうけて生活指導等を受けさせる。
- ⑤ 停学指導の言い渡し及び解除の際には、保護者等・本人同席のもと行う。
- ⑥ 停学を解除する場合は、保護者等・本人連署の上、誓約書（別紙11）を提出させる。
- ⑦ 停学による謹慎期間中の者は、行事や部活動、大会等への参加はさせない。
- ⑧ 停学指導期間中に、諸テストがある場合は別室で受験させる。
- ⑨ 停学指導期間中に登校する場合は、制服を着用し、無断での遅刻・欠席を認めない。
- ⑩ 停学指導期間中に怠惰や生活態度の不良および日誌（課題等）の不備等があった場合は、追加して特別指導（日誌指導）を行う。また、態度不良の場合は保護者等預かり、または次の段階指導への切り替えもあり得る。

令和3年3月19日改訂(案)

令和4年3月25日一部改訂

令和5年3月27日一部改訂